JTB旅カード JMB会員特約

第１条（JTB旅カード JMB）

「JTB旅カード JMB」（以下、「本カード」という。）は、株式会社JTB（以下、「JTB」という。）および株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）が発行するJTB旅カード JCBと、日本航空株式会社（以下、「JAL」という。）が発行するJALマイレージバンクカード（以下、「JMBカード」という。）の機能を一体化したものであり、JTBとJCBとJALの三社（以下、「三社」という。）が共同して発行するものとします。

第２条（特約および規約の適用）

本カードには、本特約およびJTB旅カード JCB会員特約･JTBトラベルメンバー規約･JTBトラベルポイント規約･JTBトラベルメンバーオンラインサービス規約・JTBトラベルポイントオンラインサービス規約（以下、４規約を総称して「JTBトラベルメンバー規約等」という。）・JCB会員規約およびJALマイレージバンク一般規約（以下、「JMB一般規約」という。）が適用されるものとします。（以下、総称して「会員規約等」という。）

本特約と、本特約以外の特約および規約の内容や用語の定義が異なる場合は、本特約が優先して適用されるものとします。本特約に記載のない事項で、JTB旅カード JCB会員特約と、JTBトラベルメンバー規約等・JCB会員規約およびJMB一般規約の内容や用語の定義が異なる場合は、JTB旅カード JCB会員特約を適用するものとします。

第３条（会員と本カードの発行）

会員規約等を承認のうえ、本カードの発行の申し込みをし、三社が承認した場合に発行されるものとし、発行を認めた方を会員（以下、「会員」という。）といいます。

第４条（本カードの機能･サービスの利用）

第１項

会員は、本カードの機能およびサービスを会員規約等に従って利用することができるものとします。本カードの機能およびサービスは、次の各号に定めるものとし、当該機能の詳細およびこれに付随する機能およびサービスについては当該機能およびサービスを提供する者が書面その他の方法により通知または公表します。

(1)JTBが提供するトラベルポイントサービス等の付帯サービス。

(2)JCBが提供するクレジット機能および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。ただし本カードにOki Dokiポイントプログラムの提供はありません。

(3)JALが提供するJALマイレージバンク（以下、「JMB」という。）

第２項

会員は、本カードの機能またはサービスについて問い合わせる場合には、三社のうち当該機能またはサービスを提供するいずれかに連絡するものとします。

第５条（届出事項の変更）

会員は、届出事項に変更が生じた場合、JCBおよびJALに所定の変更手続きを行うものとします。

第６条（紛失･盗難およびカード再発行の届出）

会員は、本カードの紛失・盗難等の場合、三社に所定の届出を行い、再発行を希望する場合は所定の再発行手続きを行うものとします。

第７条（退会の届出）

会員は、本カードを退会する場合、JCB会員規約およびJMB一般規約に基づき所定の退会手続きを行うものとします。退会手続きにより本カードの会員資格は喪失しますが、JTBトラベルポイントおよびJMBの会員資格は継続されます。なお、退会後にJTBおよびJALより別途JTBトラベルポイントカード、JMBカード、またはJTBトラベルポイントカードとJMBカードの両機能が一体となったJTBトラベルポイントJMBカード（以下、「JTBJMBカード」という。）が発行されることはありません。

第８条（会員資格の喪失）

会員が三社会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第９条（紛失･盗難時の損害についての規定）

JTBおよびJALは、本カードの紛失・盗難時の損害については一切責任を負いません。

第１０条（個人情報の利用）

JTB旅カード JCB会員特約の第６条に定める「情報の提供、共有に関する同意」に加えて、三社は、以下の情報の範囲と利用目的に限定して、会員の個人情報を相互に提供し、利用します。また、個人情報は、各社の定める規約に基づき取り扱いします。

(1)情報の範囲

本カード申込書記載の内容、その変更内容、本カード再発行・利用停止・利用終了等の事実および入会承認日、有効期限等、会員と三社との本カードの契約内容に関する事項。

(2)利用目的

1.本カードの発行・交付、および会員の管理を行うため。

2.三社がその商品・サービスの開発・研究やご案内・アンケート等を行うため。

第１１条（ポイントからマイルへの移行）

本カードの会員は、JTBトラベルポイント（以下、「ポイント」という。）からJMBのマイルへの移行（以下、「マイルへの交換」という。）を行うことができます。マイルへの交換を希望する会員は、JTBおよびJALが別途定める手続きに従い、自ら申込みを行うものとします。本カード以外のカード（JTBJMBカードを除く。）では、マイルへの交換を行うことはできません。

第１２条（マイルからポイントへの移行）

本カードの会員は、JMBのマイルからポイントへの移行（以下、「ポイントへの交換」という。）を行うことができます。ポイントへの交換を希望する会員は、JTBおよびJALが別途定める手続きに従い、自ら申込みを行うものとします。本カード以外のカード（JTBJMBカードを除く。）では、ポイントへの交換を行うことはできません。また、本カードとJTBJMBカードの両カードを保有している場合、ポイントへの交換先は本カードが優先されます。

第１３条（その他承認事項）

第１項

本特約の改定は、JCB会員規約（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。

第２項

三社は、必要に応じて本カードのサービス・特典の変更、改廃等を行うことができるものとします。この場合、三社は各種媒体を通じて速やかに会員に告知します。

改定　2025年4月1日

（TK138104・20250401）

JTB旅カード JCB会員特約

第１条（総則）

本特約は、株式会社JTB（以下「当社」という。）、および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）の二社（以下「両社」という。）

が提携して発行する「JTB旅カード JCB」（以下「本カード」という。）の両社提携によって生じる事項について定めるものです。

第２条（会員と本カードの発行）

本カードは、当社が定める「JTBトラベルメンバー規約」、「JTBトラベルポイント規約」、「JTBトラベルメンバーオンラインサービス規約」、「JTBトラベルポイントオンラインサービス規約」（以下４規約を総称して「JTBトラベルメンバー規約等」という。）およびJCBが定める「JCB会員規約」（以下総称して「会員規約等」という。）ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申し込みをし、両社が承認した場合に発行されるものとし、発行を認めた方を会員（以下「会員」という。）とします。

第３条（本カードの貸与）

会員には両社が本カードを貸与するものとし、本カードの所有権は両社に帰属するものとします。なお、本カード上には、会員氏名・トラベルポイント番号・本カード番号・本カードの有効期限等が表示されています。

第４条（本カードの機能・サービスの利用）

第１項

会員は、本カードの機能およびサービスを会員規約等および本特約に従って利用することができます。本カードの機能およびサービスは、次の各号に定めるものとし、当該機能の詳細およびこれに付随する機能およびサービスについては当該機能およびサービスを提供する者が書面その他の方法により通知または公表します。

(1)当社が提供するトラベルポイントサービス等の付帯サービス。

(2)JCBが提供するクレジット機能および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。ただし、本カードにOki Dokiポイントプログラムの提供はありません。

第２項

会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合には、両社のうち当該機能またはサービスを提供するいずれかに連絡するものとします。

第３項

両社は、両社が必要と認めた場合には、事前に通知または公表したうえでサービスおよびその内容を変更することがあります。

第５条（年会費等）

会員は、当社に対して、当社が通知または公表する年会費等を支払う場合は、本カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第６条（情報の提供、共有に関する同意）

第１項

「会員等」とは、会員および入会を申し込まれた方をいいます。

「JTBグループ会社」とは、当社が所定の方法（インターネットの当社所定のホームページhttp://www.jtbcorp.jp/jp/jtb_group/）にて公表するグループ会社をいいます。

「業務受託業者」とは、当社が特定の業務に関し委託契約を締結した法人・団体をいいます。

第２項

会員等は、当社およびJTBグループ会社が以下の業務を行うことを目的として、保護措置を講じたうえで会員等の個人情報を共同して利用することに同意します。

(1)両社が本カードを発行し、当社およびJTBグループ会社の会員管理および会員等に対する各種サービスの提供等、当社およびJTBグループ会社の正当な事業活動を運営するために必要な以下の個人情報を、取得・利用すること。

①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項および申告した事項。

②入会承認日、有効期限等、会員と両社との本カードの契約内容に関する事項。

③会員の本カードの利用により発生した客観的取引事実に基づく内容。

(2)当社およびJTBグループ会社が上記以外で以下の目的のために、個人情報を利用すること。

①当社およびJTBグループ会社の事業遂行のための新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

②当社およびJTBグループ会社が、会員等に対して行う当社およびJTBグループ会社または当社以外の宣伝広告物送付等の営業案内。

第３項

会員等は、当社およびJTBグループ会社が会員等から同意を得た場合や会員等が当事者である契約の準備または履行のために必要な場合および届け出事項の変更が生じた場合等の際に、会員等に関する個人情報を当該会員等から取得・利用することに同意します。

第４項

会員等は、当社およびJTBグループ会社における会員管理および会員等に対する各種サービスの提供等、当社およびJTBグループ会社の正当な事業活動を運営することを目的として、業務受託業者に対し、当社およびJTBグループ会社が個人情報の保護措置を講じたうえで個人情報を預託することに同意します。

第５項

本条第２項、第３項および第４項にかかわらず、次に掲げる場合については、個人情報の提供に関して会員等の同意を必要としないものとします。

(1)法令に基づく場合。

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき。

第６項

当社が保有しているお客様の個人情報に関する開示または削除を希望される場合は、本特約末尾にあるご案内事項をご確認のうえ、郵便にてお申し出ください。

第７項

両社およびJTBグループ会社は、共有する情報を必要な保護措置を行ったうえで厳正に管理し、会員規約等の定めに則り取り扱うものとします。

第８項

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。

第７条（届出事項の変更）

第１項

会員が、JCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、JCBに対して変更の届出があった場合には、当該届け出られた情報について、両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第２項

会員がJCBに対する住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知または通知書類等が延着または不到達となっても、当社は通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、前第１項の変更の通知を怠ったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第３項

当社は、会員宛に発送された通知書類等が、会員不在のため郵便局等に留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒絶されたときは、受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第８条（退会）

第１項

会員が、本カードについてJCB会員規約に基づき所定の退会手続きを行った場合は、第４条第１項(2)に定めるJCBが提供するクレジット機能および金融サービス機能、ならびに付帯サービスの退会を申し出たものとし、JCB会員規約に基づき退会となるものとします。ただし、JTBトラベルメンバー規約に定める会員資格については、引き続き継続するものとします。また、JTBトラベルメンバー規約等に定めるトラベルポイントについても、有効な残高を使用することができることとします。

第２項

第４条第１項(1)に定める当社が提供するトラベルポイント等の付帯サービスの退会については、JTBトラベルメンバー規約に定める所定の手続きを行うことにより退会できることとします。

第９条（会員資格の喪失）

両社は、会員規約等に基づき、各々の判断により、会員資格を喪失させることができます。会員は、両社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第１０条（JTB旅カード加盟店の利用）

第１項

会員は、当社が特に指定した加盟店（以下「JTB旅カード加盟店」という。）に本カードを提示し、当社所定の売上票等にカード裏面に記載の署名を行うことにより、サービスの提供を受けることや物品または権利の購入（以下「JTB旅カード加盟店利用」という。）をすることができます。なお、売上票の署名にかえて、JTB旅カード加盟店に設置されている端末機で本カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、JTB旅カード加盟店利用をすることができます。

第２項

前第１項の定めにかかわらず会員がJTB旅カード加盟店の取扱う通信販売、電話予約販売等のサービスを利用する場合には、当社が指定する方法によるものとし、通信販売の場合には本カードの提示を、電話予約販売による場合には、本カードの提示と署名を省略できるものとします。

第３項

会員は、旅カード加盟店利用代金を、JCB会員規約に定めるショッピング利用代金と同様にJCBに支払うものとします。

第４項

本カードによるJTB旅カード加盟店での利用可能枠は、JCBの指定する利用可能枠（以下「本カード利用可能枠」という。）に含まれるものとし、会員はJCB会員規約に定めるカード利用可能枠からJCB会員規約で定めるカード利用残高を差し引いた金額の範囲内で、本カードをJTB旅カード加盟店で利用することができます。なお、会員は、本カード利用可能枠を超えた本カードによるJTB旅カード加盟店での利用についても、当然に支払義務を負うものとします。

第５項

前項の利用可能枠はJCBが必要と認めた場合は、変更することができるものとします。

第６項

JTB旅カード加盟店利用に関する紛議はすべて会員とJTB旅カード加盟店との間において解決するものとし、両社は責任を負いません。またこの紛議の未解決を理由として当社またはJCBに対する本カード利用代金の支払いを拒否することはできません。

第１１条（本特約の改定）

本特約の改定は、JCB会員規約（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。

第１２条（本特約・会員規約等の適用）

両社が各々提供するサービス等については、第２条に定める会員規約等が適用されます。会員規約等と本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めの無い事項については、会員規約等が適用されるものとします。

第１３条（準拠法）

会員と当社との諸規約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されます。

第１４条（合意管轄裁判所）

本特約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地または当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって、専属合意管轄裁判所とします。

＜個人情報に関するご案内＞

1. 個人情報の共同利用に関する管理責任者
   株式会社JTB　個人事業本部長
2. 個人情報の開示・訂正・削除などに関するお問合せ
   お客様にご準備いただく書類
   (1)個人情報の開示または削除のためのお伺い書（次のホームページアドレスよりダウンロードのうえ印刷してください。
   http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/jtb/pi_disclosure.asp）
   (2)住民票または運転免許証のコピー（監督官庁のガイドラインに準拠）
   (3)JTBが公表する返信用切手代金（配達証明付書留郵便にてご返送申し上げます）
   ただし、個人情報削除を希望される場合、この返信用切手は不要です。
   ※お伺い書並びに住民票または運転免許証のコピーに記載された個人情報はお客様からご依頼のありました開示または削除の手続に必要な範囲内で利用し、それ以外の目的での使用はいたしません。
   ※お伺い書並びに住民票または運転免許証のコピーは当社が受領した日から１ヶ月後に細断廃棄いたします。
   お客様へのお願い
   (1)お伺い書に記載された個人情報の内容について、当社からお客様に電話等による直接の連絡はいたしません。また、お客様からの電話等による問合せはお受けできませんので、予めご了承ください。
   (2)お客様の個人情報開示は、お客様の申告される氏名・電話番号・住所が当社の保有するデータと完全に一致した場合のみお答えいたします。かりにデータが一致しない場合は、情報開示に応じることはできません。この場合JTBが公表する返信用切手代金はご返送申し上げます。
   (3)個人情報の削除をお求めの場合、その結果を書面にてご通知申し上げます。
   (4)お伺い書の送付先
   〒140-8602
   東京都品川区東品川2-3-11
   株式会社JTB　お客様相談室行き

改定　2023年5月1日

JTBトラベルメンバー規約

JTBトラベルメンバーに申し込みを行う個人はJTBトラベルメンバーに定められた規約（以下「本規約」という）を承認した上でこれに従うものとします。本規約の定めにより、会員はJTBトラベルメンバーのサービスを利用することができます。

第１章 総則

１条　目的

JTBトラベルメンバー（以下「会員」という）は株式会社JTB（以下「当社」という）によって運営されます。本規約は、会員と当社間における会員サービス利用に際しての各種条件を定めたものです。

２条　規約の適用

1.本規約とは別に当社が別途定める諸規約は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。
・JTBトラベルポイント規約
・JTBトラベルメンバーオンラインサービス規約
・JTBトラベルポイントオンラインサービス規約
2.本規約の規定と前項の諸規約の内容が異なる場合には、諸規約内容が優先して適用されるものとします。

３条　定義

本規約で使用される次の各号の用語の定義は、以下に定めるとおりとします。
「ポイント」：会員に対し対象サービスの利用に応じて積算・使用されるトラベルポイント。
「基本ポイント」：通常積算されるポイント。
「ボーナスポイント」：通常積算されるポイント以外に特別の条件下で積算されるポイント。使用に制限が課される場合もあります。
「ポイント口座」：積算されるポイントを蓄積しておく口座。
「提携会社」：会員を対象にサービス・商品の提供を行う際に一定の条件のもとでトラベルポイントの積算が可能な会社。
「ポイントカード」：会員に発行されるJTBトラベルポイント用カードの総称。「TPC」、「TPC ‐ W」、「JTB旅カード」、「提携カード」がある。
「トラベルポイント磁気カード（TPC）」：ポイントカードのうち当社が単独で発行する磁気カード。（2016年４月以降、新規発行および再発行は行っていません）
「トラベルポイントWebカード（TPC ‐ W）」：ポイントカードのうち当社が単独で発行するWebサイトに表示されるカード。
「提携カード」：提携会社と共同で発行するポイントカード。
「JTBトラベルポイントセンター」：JTBトラベルポイントにかかわる各種問合せの窓口。
「当社関係会社」：トラベルポイントの積算と使用が可能なJTBグループ会社及びJTB総合提携店。（一部店舗を除く）

第２章 会員

４条　入会

本規約を承諾し入会を申し込み、当社が審査の上入会を承諾した個人をJTBトラベルメンバーとします。提携カードについては提携カードを発行する提携カード会社も加えて審査します。

５条　会員資格の発効

1.当社が入会申込を受け、当社による審査後、会員用のポイント口座を開設した時点で会員資格が発効されます。万一、入会申込が認められない場合にはその旨通知します。
2.ポイント口座はお一人様１口座です。一個人が複数のポイント口座を持っている場合、当社はこれらの口座を統合する権利を有します。また、複数口座にポイントを二重積算されることはありません。万が一、二重積算が判明した場合は、正規のポイント数に訂正します。

６条　ポイントカードの使用

1.会員にはポイントカードを発行します。
2.ポイントカード（TPC ‐ Wを除く）の所有権は当社（共同発行者がいる場合は、当社と共同発行者）が有し、当社が会員に貸与します。なお、ポイントカードのうち署名欄のあるカードが貸与された場合は、速やかに所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
3.ポイントカード上には会員氏名（TPC、TPC ‐ Wは除く）、ポイントカード番号（提携カードを発行する提携会社が会員に付与する番号を含む。以下「カード情報」という）が表示されています。
4.会員のポイント口座へのポイント積算、残高照会および特典に関わる手続きは、登録している会員本人が行うものとします。これらの場合、当社は本人であることの確認をおこないます。
5.会員は、他人に対し、ポイントカードを貸与、譲渡、担保提供すること、またはカード情報を使用させることを一切してはなりません。
6.ポイントカード（TPC ‐ Wを除く）の紛失、盗難、破損、汚損等により、会員が希望し、当社（提携カードの場合は提携カードを発行する提携会社の審査も含む）が承認した場合、カードを再発行します。この場合、所定の再発行手数料が必要となる場合があります。
7.会員への必要事項の連絡は、全て、当社または当社関係会社に登録のある住所に対して行われます。会員が転居等の理由で登録した住所より連絡先を変更する場合、その他、登録した個人情報に変更が生じた場合には、お申し込みの当社または当社関係会社に届出を行う必要があります。また、同時に提携カードの場合は、この届出を提携カード発行会社にも行う必要があります。この届出が行われなかったために、必要事項の不達などの会員に不利益が生じても、当社は一切の責任を負いません。

７条　提携会社によって提供されるサービス

1.提携会社が提供するサービス・商品の品質、性質、価格、宣伝告知などの全ての活動は、提携会社の責任のもとに行われるものであり、当社がこれを保証するものではありません。会員は、自己の判断と責任において提携会社のサービス・商品を利用するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
2.積算されたポイントは、提携会社が提供している独自ポイントや特典と共有、合算および譲渡することはできません。
3.当社は、提携会社のJTBトラベルポイントからの撤退および提携会社利用時の積算ポイント数などの各種条件変更については責任を負いません。
4.当社は、提携会社との提携を変更または終了する権利を有します。最新情報はホームページにてご確認ください。

第３章 個人情報の取扱い

８条　個人情報の保護と利用

1.会員は、JTBトラベルメンバーの申込み時に、当社に提出またはインターネットを通じて送信した個人情報（申込み時及び届出時に会員が記入または入力する属性等の情報をいい、以下同様とします）の収集、利用または提供に関し、以下の各号に同意するものとします。
(1)当社および当社のグループ企業、当社が機密保持契約を結んだ協力企業等が、取引上の判断のために、取得し利用すること。
(2)当社および当社のグループ企業、当社が機密保持契約を結んだ協力企業等並びに当社の委託した第三者が、「JTBトラベルメンバー」または「JTBトラベルポイント」に基づくサービスの提供、管理、および問合せ、依頼への対応等関連する業務処理のために利用すること。

(3)当社および当社のグループ企業、当社が機密保持契約を結んだ協力企業等が、正当な事業活動に利用するため、会員に宣伝広告物の送付等の営業のご案内をすること。
(4)当社および当社のグループ企業、当社が機密保持契約を結んだ協力企業等が、上記(1)～(3)に付帯するすべての業務のために利用すること。

2. 当社および当社のグループ企業、当社が機密保持契約を結んだ協力企業等は、「JTBトラベルメンバー」または「JTBトラベルポイント」の運営にあたり、会員から提出された個人情報を重要なものと認識し、その取扱について細心の注意を払い厳重に管理しています。また、社内規定を整備し組織体制を構築するなど必要な体制を確立し、適正で安全な管理を行います。
3. 会員は、当社および当社のグループ企業、当社が機密保持契約を結んだ協力企業等に対し、宣伝広告物の送付等営業案内の中止を申し出ることができます。
4. 当社は、会員が利用申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会のお断りや、退会の手続きをとることがあります。
5. 当社が入会を承認しない場合であっても利用申込をした事実および申込情報は、承認をしない理由のいかんを問わず、一定期間保持します。

９条　業務の委託

当社は、JTBトラベルメンバーおよびJTBトラベルポイントに関する業務の一部又は全部を当社が選定した第三者に委託することがあり、業務委託先に対して必要な範囲で会員の個人情報を提供することがあります。

１０条　個人情報保護法に基づいた開示、訂正、削除、追加、利用停止、消去について

会員の保有個人データについて、会員より所定の方法にて開示、訂正、削除、追加、または利用停止、消去のご依頼があった場合は、当社が、当該依頼者が会員本人であることを確認した上で、合理的な期間および範囲で対応します。なお、開示等には所定の手数料が必要となる場合があります。

１１条　提携カードにおける個人情報の取扱い

1. 提携カードの会員のJTBトラベルメンバーに関する個人情報は本章に記載のとおりですが、提携カードを発行する提携企業の個人情報の取扱いについては、各会社によって異なりますので必ず確認してください。
2. 当社は会員およびポイント口座の管理を目的として、提携カードを発行する提携企業が保持している会員のカード情報を取得する場合があります。

１２条　JTB個人情報保護方針

本章に定めるほか、会員を含むJTBのお客様の個人情報の取扱いについては、JTB個人情報保護方針にて定められています。JTB個人情報保護方針はJTBのホームページで確認できます。(https://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/)

第４章 会員資格の終了

１３条　退会手続き

1. 会員は入会申込を行った当社または当社関係会社にて所定の手続きをおこなうことにより、会員を退会することができます。なお、提携カードの場合は、別途退会の手続きを、提携カードを発行する提携カード会社に併せておこなう必要があります。
2. ポイントの残高がある場合は退会できません。但し、当社に対し当社が定める方法で申し出た場合、また会員からポイントの残高の放棄を当社へ書面で提出した場合については、その限りではありません。

１４条　会員資格の失効・特典の利用停止

1. 当社および当社関係会社でのポイントの積算・使用が５年間なく、ポイントの残高が０の場合、会員資格が取り消されることがあります。
2. ポイントの不正取得、不正利用、本規約またはその手続きへの違反、虚偽の通知等があった場合もしくはその他当社および当社関係会社等との信頼関係を著しく損なう行為等を行った場合には、会員資格の取消、積算ポイントの没収を行うことがあります。またそれ以後のJTBトラベルメンバーへの登録を致しかねる場合があります。
3. 会員資格を喪失した場合には、保有するポイント、特典との交換権、その他本サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、また資格の喪失にともなって当社に対して何らの請求権も保持しないものとします。

１５条　会員の死亡

会員が死亡した場合、当該会員のポイントは全て失効します。

１６条　会員資格終了後の取扱い

本章各条に定める事由により会員資格が終了した場合でポイントカード（TPC - Wを除く）を発行している場合は、会員に対しポイントカードの返却を求める場合があります。その場合、会員は当社が指定する方法により速やかに返却に応じるものとします。

第５章 その他

１７条　不正に対する措置

会員が本規約に反した行為または虚偽の通知、その他の不正もしくは違法にJTBトラベルメンバーのサービスを利用することにより当社に損害を与えた場合、14条に定める措置の他、当社は当該会員に対して相応の損害賠償の請求（弁護士費用を含む）を行う場合があります。

１８条　権利の譲渡禁止

会員は各種権利を当社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡および貸与してはならないものとします。

１９条　終了の告知

1. 当社は任意にJTBトラベルメンバーのサービスを終了することができるものとします。別途定める場合を除き、JTBトラベルメンバー終了時において、会員の未使用ポイントは失効します。
2. JTBトラベルメンバーのサービスを終了する場合、その３ヵ月以前に所定の方法で告知します。

２０条　規約・サービスの変更

1. 当社は会員の了解を得ることなく本規約を変更する場合があります。この場合のサービス内容は、当社が別途定める場合を除き、当社ホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。変更後の規約は、当社ホームページを通じてご案内します。
2. 当社は会員の了解を得ることなくJTBトラベルメンバーのサービス内容を変更する場合があります。変更後のサービス内容は、当社が別途定める場合を除き当社ホームページを通じてご案内します。
3. 当社は、前第１・２項の変更により会員に逸失利益が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

２１条　当社からの通知

1. 当社は、当社ホームページでの掲示や電子メールの送付、その他当社が適切と判断する方法により、会員に対し、随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、当社が当該通知を当社ホームページ上、または電子メールあるいは郵送等で行った場合は、当社ホームページ上に掲示、または電子メールあるいは郵便等を発送した時点より効力を発するものとします。

２２条　管轄裁判所

本サービスに関連して、会員と当社との間で紛争が生じた場合には、当事者間において誠意をもって解決するものとします。
協議をしても解決しない場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

改定　2021年6月30日

JTBトラベルポイント規約

第１章 総則

１条　目的

JTBトラベルポイントは株式会社JTB（以下「当社」という）によって運営されます。JTBトラベルポイント規約（以下「本規約」という）は、JTBトラベルメンバー（以下「会員」という）と当社間におけるJTBトラベルポイント（以下「ポイント」という）利用に際しての各種条件を定めたものです。
ただし、当社ホームページでの利用に関しては本規約より以下の規約が優先して適用されるものとします。
・JTBトラベルメンバーオンラインサービス規約
・JTBトラベルポイントオンラインサービス規約

第２章 ポイントの積算

２条　ポイント積算対象

ポイントは、当社および当社の関係会社である以下の会社（以下「当社関係会社」といい、当社および当社関係会社の一部店舗を除く）・提携会社の商品・サービスの購入時に積算できるものとします。ただし、ポイント積算対象の商品・サービスについては、当社および当社の関係会社・提携会社がそれぞれ指定したものに限ります。当社および当社の関係会社・提携会社は、ポイント積算対象の商品、サービスを随時、任意に見直すことができるものとします。「当社関係会社」とは下記のJTBグループ会社とします。
JTB沖縄、JTBガイアレック、JTBグランドツアー＆サービス、JTB京阪トラベル、JTB総合提携店（一部店舗を除く）

３条　ポイント積算方法

1. ポイントの積算は、当社及び当社関係会社・提携会社の商品・サービスの購入時にポイントカードを提示することで可能となります（当社ホームページを除く）。ただし、ポイント積算対象にならない商品･サービス･支払方法については当社が指定します（一例として、「JTB旅物語」、旅行券、商品券、外貨、保険、海外送金など）。
2. ポイントは会員のポイント口座に記録されることで積算されますが（当社関係会社での利用の場合は、旅行参加代表者に一括積算されます）、会員は、当該ポイントがポイント口座に記録された後でなければ使用することができません。
3. ポイントがポイント口座に記録されなかった場合、会員は当社が定める方法に基づき、ポイントを請求することができます（会員本人が当該利用日の時点で会員であること、また、請求はポイント取得に該当する取引があった日から６ヵ月以内であることが必要です）。
4. 会員が会員である旨を告知しなかった場合は、事後申請を受け付けません。
5. ポイントの積算について異議がある場合、会員は、当該利用日から６ヵ月以内に、商品を購入した販売店或いはJTBトラベルポイントセンターに異議の申立てをしなければなりません。その際に当該利用を証明する書類の提出が必要です。
6. 積算されるポイント数は、当社および当社関係会社･提携会社が定めるポイント積算率および所定のルールに基づき、会員が購入した商品･サービスに対して計算されます。
7. ポイントの積算率、その他ポイント積算の条件は、当社が決定し、当社ホームページ内において会員に告知します。ポイントの積算対象、ポイントの積算率、および有効期限は、対象取引の種類、または利用サービスの種類によって異なることがあります。

４条　ポイントの合算

積算されたポイントを会員間で共有、合算および譲渡することはできません。

第３章 ポイントの使用

５条　ポイントの使用

ポイントは、当社および当社関係会社での商品・サービスの購入時にポイントカードを提示することにより使用できるものとします（一部店舗を除きます）。ポイントの使用対象外商品・サービスについては当社が指定します（一例として、「JTB旅物語」、旅行券、商品券、外貨、保険、海外送金など）。

６条　ポイントの使用方法

1. ポイントは会員本人の旅行だけでなく、会員が参加しない旅行にも使用することが出来ます。対象者に制限はありませんが、会員ご本人からの申し出、もしくは会員ご本人による使用があった場合のみ取扱いします。
2. ポイント使用の申し出時には、所定の本人確認をおこないます。本人であることの確認ができない場合は、使用をお断りいたします。

７条　ポイントの使用制限

1. ポイントは、使用が出来ない期間などの使用制限を設ける場合があります。当社は、使用制限を理由に、商品の返品、ポイント口座への払い戻し、またはポイントの有効期限延長等はおこないません。
2. その他使用にあたっての各種制限または条件については、使用前に必ず確認してください。

８条　換金の不可

会員は、いかなる場合でもポイントを換金することはできません。

９条　ポイントの口座への払い戻し

ポイントを使用して購入した商品を返品する場合、購入した商品・サービスの契約条件に従い、その払い戻し額に相当するポイントを会員のポイント口座に払い戻します（ただし、払い戻しのタイミングで有効期限が切れている場合、当該ポイントは失効します。また、ポイントは各種取消料には充当できません）。

１０条　税金及び費用

ポイントの取得、特典との交換などのポイントの使用にともない、税金や付帯費用が発生する場合には、会員がこれらを負担するものとします。

第４章 その他

１１条　権利の譲渡禁止

会員はポイントにおける各種権利を、当社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡および貸与してはならないものとします。

１２条　終了の告知

1. 当社は任意に「JTBトラベルポイント」を終了することができるものとします。別途定める場合を除き、「JTBトラベルポイント」終了時において、会員の未使用ポイントは失効します。
2. 「JTBトラベルポイント」を終了する場合、その３ヵ月以前に所定の方法で告知します。

１３条　規約･ルールの変更

1. JTBトラベルポイント規約、積算ポイント数、ポイント使用条件などの諸条件は、予告なしに変更する場合があります。
2. ルールの変更については、当社ホームページを通じてご案内します。
3. 当社は会員の了解を得ることなく本規約を変更する場合があります。この場合のサービス内容は、当社が別途定める場合を除き、当社ホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。変更後の規約は当社ホームページを通じてご案内します。

4.当社は、前１項から３項の変更により会員に逸失利益が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

１４条　特定会員へのキャンペーンポイント

当社は、一定の条件によりキャンペーンポイントを特定の会員にのみ提供する場合があります。

１５条　当社からの通知

1.当社は、当社ホームページでの掲示や電子メールの送付、その他当社が適切と判断する方法により、会員に対し、随時必要な事項を通知します。

2.前項の通知は、当社が当該通知を当社ホームページ上、または電子メールあるいは郵送等で行った場合は、当社ホームページ上に掲示、または電子メールあるいは郵便等を発送した時点より効力を発するものとします。

改定　2021年6月30日

（TK138109・20210630）

JTBトラベルメンバーオンラインサービス規約

本規約は、JTBホームページで提供するJTBトラベルポイントメンバーのオンラインサービスについて規定するものです。本規約にご同意のうえ、登録を行ってください。

第１章 総則

１条　目的

JTBトラベルメンバーオンラインサービス（以下「本サービス」という）は株式会社JTB（以下「当社」という）によって運営されます。JTBトラベルメンバーオンラインサービス規約（以下「本規約」という）は、JTBトラベルメンバー（以下「会員」という）と当社間における本サービス利用に際しての各種条件を定めたものです。

第２章 サービス利用

２条　本サービスへの登録

本サービスの利用希望者は、本規約および以下規約に同意した上で、オンラインで利用登録を行うものとします。

・JTBトラベルメンバー規約
・JTBトラベルポイント規約
・JTBトラベルポイントオンラインサービス規約

３条　ご利用環境等

会員は本サービスを利用するにあたり、自己の費用と責任において通信機器・ソフトウェア・公衆回線など利用環境として必要なもの全てを用意するものとします。これらの環境状況に起因して本サービスのご利用に支障が発生した場合、及びそれらがもたらす諸影響に関して、当社は一切責任を負いません。
推奨環境についてはJTBホームページでご確認ください。
（https://www.jtb.co.jp/information/browser/）

４条　会員の自己責任

会員は本サービスを利用するにあたり、自ら行った行為及び自己のID等によりなされた一切の行為、及びそれらの結果について、自らの行為の有無、過失の有無を問わずその責任を負担するものとします。また、本サービスの利用により、第三者に損害を与えた場合、会員は自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

５条　IDおよびパスワード

会員は、IDとパスワードの使用および管理について責任を負うと共に、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社が一切その責任を負わないことに同意するものとします。

６条　登録情報

登録情報に変更があった場合、会員は速やかにオンラインで登録情報の変更を行うものとします。会員による登録情報の変更不備、あるいは誤りが原因で、本サービス利用上の支障もしくは損害が生じても当社は一切責任を負わないものとします。

７条　本サービスに関するシステム内容の変更

当社は、本サービスの運営、登録に関するシステムや内容の変更が必要であると判断した場合には事前に通知することなく必要な変更を行います。

８条　本サービスの中止･中断

当社は、以下の事項に該当する場合、予告無く本サービスの運営を中止･中断できるものとします。この場合、会員に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

1.本サービスのシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合。
2.戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
3.その他、当社が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。

第３章 その他

９条　規約･サービスの変更

1.当社は会員の了解を得ることなく本規約を変更する場合があります。この場合のサービス内容は、当社が別途定める場合を除き、当社ホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。変更後の規約は、当社ホームページを通じてご案内します。
2.当社は会員の了解を得ることなくJTBトラベルメンバーのオンラインサービス内容を変更する場合があります。変更後のサービス内容は、当社が別途定める場合を除き当社ホームページを通じてご案内します。
3.当社は、前１項・２項の変更により会員に逸失利益が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

１０条　権利の譲渡禁止

会員は、本サービスを享受する権利を、当社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡および貸与してはならないものとします。

１１条　当社からの通知

1.当社は、当社ホームページでの掲示や電子メールの送付、その他当社が適切と判断する方法により、会員に対し、随時必要な事項を通知します。
2.前項の通知は、当社が当該通知を当社ホームページ上、または電子メールあるいは郵送等で行った場合は、当社ホームページ上に掲示、または電子メールあるいは郵便等を発送した時点より効力を発するものとします。

１２条　禁止事項

1.会員は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
・他の会員、第三者もしくは当社の著作権、財産権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
・前項の他、他の会員、第三者もしくは当社に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。

・他の会員、第三者もしくは当社を誹謗中傷する行為。
・公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の会員又は第三者に提供する行為。
・犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
・選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為。
・性風俗、宗教、政治に関する活動。
・当社の承諾なく本サービスを通じ又は本サービスに関連して営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為。
・ログインID及びパスワードを不正に使用する行為。
・コンピュータウィルス等の有害なプログラムについて、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用、もしくは提供する行為。
・法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
・その他、当社が不適切と判断する行為。

2. 前項に定める禁止事項を行った場合、会員資格の取消、積算ポイントの没収を行うことがあります。またそれ以後のJTBトラベルメンバーへの登録を致しかねる場合があります。

改定　2018年4月1日

（TK138110・20180401）

JTBトラベルポイントオンラインサービス規約

第１章 総則

１条　目的

1. JTBトラベルポイントオンラインサービス（以下「本サービス」という）は株式会社JTB（以下「当社」という）によって運営されます。
2. JTBトラベルポイントオンラインサービス規約（以下「本規約」という）は、「JTBトラベルメンバーオンラインサービス規約」（以下「メンバーオンライン規約」という）に基づき利用登録をしたJTBトラベルメンバー（以下「会員」という）と当社間における本サービス利用に際しての各種条件を定めたものです。

第２章 ポイントの積算

２条　ポイントの積算

1. 当社は、会員が当社ホームページ、その他当社が指定するホームページにおいて、当社の指定する方法で募集型企画旅行商品の契約、手配型旅行商品の契約、またはサービスを利用（以下「対象取引」という）したとき、あるいはその他当社が相当と認めた場合に、「JTBトラベルポイント」（以下「ポイント」という）を積算します。なお、積算対象となる取引が成立してからポイントが積算されるまでの間に将来積算されるポイントを確認いただけるように仮ポイントを発行することがあります。仮ポイントとは、暫定的に発行されるポイントで、本項前段に定める要件を満たした時点で正式なポイントとして積算されます。したがって、仮ポイントは特典を享受するために利用することはできませんが、仮ポイントが積算された場合、当社が定める方法で仮ポイント残高を確認することができます。
2. ポイントの積算率、その他ポイント積算の条件は、当社が決定し、当社ホームページ内の所定のサイト（以下「告知サイト」という）において会員に告知します。ポイントの積算対象、ポイントの積算率、および有効期限は、対象取引の種類、または利用サービスの種類によって異なることがあります。
3. ポイントは、対象取引が行われてから、当社が定める一定の期間を経た後に積算されます。この期間内に、当社が対象取引につき取消、契約の解除を確認した場合、対象取引にポイントは積算されません。また対象取引に価格の変更があった場合は、変更後の購入額に応じて積算されます。
4. 取引についてのポイント積算、積算するポイント数、その他ポイントの積算に関する最終的な判断は、当社が行うものとし、会員はこれに従うものとします。

３条　ポイントの取消･消滅

1. 当社がポイントを積算した後に、対象取引について取り消し、契約の解除その他当社がポイントの積算を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、当社は、対象取引により積算したポイントを取り消すことができます。
2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員に事前に通知することなく、会員が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。
   (1) 違法または不正行為があった場合
   (2) 本規約、会員規約、その他当社が定める規約・ルール等に違反があった場合
   (3) その他、当社が会員に積算したポイントを取り消すことが適当と判断した場合
3. 会員が、当社の定める期間内に当該対象取引を行わなかった場合、ポイントは自動的に失効します。
4. 当社は、取消または失効したポイントについて一切の責任を負いません。

第３章 ポイントの使用

４条　決済におけるポイントの使用

1. 会員は、当社の定める方法により、保有するポイントを、当社が定める還元率で、当社が指定するホームページに掲載されている対象商品の取引における決済代金（旅行代金、施設利用料金、商品購入代金（含、消費税）、以下同じ）の全部または一部の支払いに使用することができます。
2. 当社は、前項のポイント使用の対象となる取引・サービス等を制限するなど、ポイント使用に条件を付すことがあります。
3. 会員が第１項による決済を取り消した場合、原則として当該決済に使用されたポイントが返還されますが、現金による払い戻しは行ないません。
4. 前項による決済を取り消し、取消料金が発生した場合は、ポイントは返還されますが、取消料金に対するポイントの使用はできません。
5. 会員が決済代金の支払いにポイントを使用し、その後、当該決済代金が変更となり減額になった場合、差額を返金いたします。また、変更後の旅行代金がポイント使用額を下回った場合、差額分のポイント額を返還するものとします。
6. 会員が決済代金の支払いにポイントを使用した後、何らかの事情により決済代金が増額された場合は、会員は増額分を他の支払方法にて支払うものとします。

５条　決済以外でのポイントの使用

1. 会員は、前条に定める対象取引における決済での使用のほか、当社の定める方法により、保有するポイントを使用し、プレゼント、サービス、抽選への応募、その他の特典（以下「特典」と総称します）と交換することができます。
2. 当社は、会員が保有するポイントにより交換できる特典を随時設定し、これを告知サイトへの掲示その他当社所定の方法により告知します。
3. 特典の種類、内容、交換に必要なポイント数、その他ポイント使用の条件は当社が定めるものとし、当社はこれらをいつでも新規設定、変更または終了させることができます。品切れ、提携会社との提携解消、その他の事情により会員から交換の申し出のあった特典を提供できないことがありますが、その場合は、特典を変更していただくか、または当該ポイント数を会員に返還します。
4. 会員は、ポイントを使用する際、特典の送付先、連絡先その他当社が定める事項を届け出るものとします。会員にプレゼント等の特典を

送付する場合、送付先は日本国内における会員本人居住の住所、且つ会員名に対してのみ行われます。海外への送付、会員本人以外への送付、または私書箱への送付はできません。
5.会員は、当社または特典提供者に責任がある場合を除き、特典の返品または他の特典への交換をすることはできません。

６条　ポイント使用後のポイントの取り消し

1.会員がポイントを４条による決済に使用した後に、３条第１項または第２項によりポイントが取り消された場合は、当該決済の対象取引（以下「ポイント対象取引」という）が取り消しまたは保留されることがあります。会員は、ポイント対象取引が実行済みである場合または実行しようとする場合には、ポイント取り消しによる不足額を、ただちに当社の指定する支払方法にて当社または利用施設に支払うものとします。
2.会員がポイントを５条による特典の交換に利用した後に、前項のポイントの取り消しがあった場合は、特典の申込は取り消されます。会員は、すでに特典を受領している場合には、ただちに当社に対し特典の返還または特典に相当する金額の支払いを行うものとします。

第４章 その他

７条　ポイントの管理

1.当社は、当社所定の方法により、会員に積算したポイント数、会員が使用したポイント数およびポイント数の残高を、会員に告知します。
2.会員は、前項のポイント数に疑義のある場合には、ただちに当社に連絡し、その理由を説明するものとします。
3.第１項のポイント数に関する最終的な決定は当社が行うものとし、会員はこれに従うものとします。

８条　事故等

４条の決済の対象取引または５条の特典につき、その配送中または提供後に遅延、紛失、盗難、損害、破損等の事故が生じた場合は、当該事故が当社の責任による場合を除き、当社は一切責任を負わず、ポイントの払い戻しも行いません。

９条　第三者による利用

当社は、ポイント利用時に入力されたユーザIDおよびパスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合には、会員による利用とみなします。万が一、当該取引が第三者による不正利用であった場合でも、当社は利用されたポイントを返還しません。また、会員に生じた損害について一切責任を負いません。

１０条　免責

当社は、本サービスの運用にその時点での技術水準を前提に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、ポイント利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関して当社の関与し得ない理由により会員に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

１１条　規約･ルールの変更

1.JTBトラベルポイントオンラインサービス規約、積算ポイント数、ポイント使用条件などの諸条件は、予告なしに変更する場合がありますが、ルールの変更については、ホームページを通じてご案内します。
2.当社は会員の了解を得ることなく本規約を変更する場合があります。この場合のサービス内容は、当社が別途定める場合を除き、当社ホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。
3.変更後の規約は、当社ホームページを通じてご案内します。
4.当社は、前第１項から第３項の変更により会員に逸失利益が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

改定　2018年4月1日

（TK138111・20180401）

JMB一般規約（全文）

JAL マイレージバンク（以下、‘JMB’とする）は日本航空株式会社によって運営されます。
JMBに参加登録する個人（以下、‘会員’とする）はJMBに定められた本規約、およびJMBのWebサイトならびに運送約款を理解、承認したうえでこれに従うものとします。
規約中の‘JAL’は、日本航空㈱、日本トランスオーシャン航空㈱、㈱ジェイエア、日本エアコミューター㈱、琉球エアーコミューター㈱、㈱北海道エアシステムを意味するものとします。

１条　会員の申込み

入会は正規の書類に、必要事項を漏れなく正確に記入し、JMBに申し込む必要があります。会員がJMBに登録可能な住所は、会員が現に存する国における、会員の自宅住所および、勤務先住所に限ります。

２条　会員資格の発効

会員資格は入会申込書がJMBに到着し、専用の登録システムに正しく入会処理が済んだ時点で生じます。

３条　二重登録の禁止

お得意様番号は１名につき、１番号とします。会員が複数のお得意様番号を所持していることが判明した場合、JALはお得意様番号を一つに統合する権利を有します。また、会員登録が複数にわたっていたためにマイルが二重に積算されている場合、あるいは積算マイルに超過がある場合、会員の口座より超過分のマイル数を差し引き、適正なマイル数に訂正する権利を有します。

４条　会員の管轄地区

会員のJMBプログラム管轄地区は、JMB登録住所により決定されます。管轄地区が異なる場合に、JMBが提供するサービス内容が異なる場合があります。

５条　幼児

幼児（国際線は２歳未満、国内線は３歳未満）が座席を占有せず旅行する場合、マイルは積算されません。幼児の親、又は法的保護者である会員は、幼児に代わって、JMB特典利用のためのマイル引き落としを行なうことができます。幼児が座席を占有して特典航空券を利用する場合、大人と同じマイル数が必要です。座席を占有しない場合、JAL国際線特典航空券は、同伴する大人が同じ特典種別を利用する場合に限り、大人の必要マイル数の10％のマイルで利用できます。なお、JAL国際線アップグレード特典については、座席の占有の有無に関わらず、大人と同じ必要マイル数が必要です。

６条　小児

小児（国際線は２歳～11歳、国内線は３歳～11歳）については、キャンペーン等によるボーナスマイルを除き通常大人（12歳以上の者）と同様のマイルが積算されます。小児がJMB特典を利用する場合、大人が特典を利用する場合と同じマイル数が差し引かれます。

７条　登録内容の変更届出義務

会員の個人データに変更が生じた場合、会員は変更事項について、JMBに指定の方法により即時に通知する義務があります。その際、JALは会員に対し、変更を示す証明書の提出を要求する場合があります。会員からの登録内容変更の通知の未達、不備、誤り等により生じた会員の不利益に対して、JALは一切責任を負いません。

８条　会員資格の取消

入会後、36カ月間連続してマイルの実績がなかった会員については、JALは会員登録を抹消あるいは取り消すことができます。（ただし、JALカード、JAL FAMILY CLUB（以下、‘JALFC’とする）については、対象とはなりません）

９条　会員の退会

退会を希望する場合は、書面にてJMBに通知するものとし、JMBによって専用の登録システムにその旨が登録された日をもって退会となります。その時点でこれまで会員が積算した全てのマイルは失効します。

１０条　設定

会員は、所定の方法によりパスワードを登録するものとします。パスワードとして不適切と判断した場合、申請されたパスワードを、所定の方法により変更する場合があります。

１１条　管理義務

会員はパスワードを他人に知られぬよう、善良なる管理者の十分な注意をもって管理するものとします。また、会員は、会員カードを他人に貸与、譲渡したり、カード情報を他人に提供し使用させたりすることはできません。

１２条　変更

パスワードは変更可能です。会員は定期的に変更するように努める義務があります。変更は会員本人のみ可能とし、代理人、JMBではできません。

１３条　有効期限

マイルの有効期限は搭乗日（ご利用日）の36カ月後の月末（日本時間基準）までです。有効期限後にマイル口座に存するマイルは無効となります。JALは失効に関する一切の責任を負いません。

１４条　合算不可

積算されたマイルを会員間で共有、合算および譲渡することはできません。ただしJALFCおよびJALカード家族プログラム登録会員は、そのプログラムの特典として、特典の引き換え時に限り、登録している家族会員間で積算マイルを合算することができます。また会員が死亡した際、法定相続人は所定の手続きにより会員のマイル口座に残る有効なマイルを相続することが可能です。

１５条　返還

未使用特典の払い戻しサービスを除いて、利用されなかった特典に相当するマイルを会員または指定利用者のマイル口座に払い戻すことや他の特典にかえることは出来ません。またJALは利用できなかった特典を補償するいかなる責任も負いません。

１６条　利用範囲

特典は、会員および、以下の会員の中から会員が利用者を指定してご利用いただけます（以下、‘指定利用者’とする）。配偶者および会員の父母、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、子、子の配偶者、孫、孫の配偶者、義父母、義祖父母、義兄弟姉妹、義兄弟姉妹の配偶者

指定利用者が特典を利用する際、JALは、会員との続柄を証明できる公的書類の提出を求める場合があります。

１７条　マイルの訂正

会員、JMBのいずれの責による場合でも、JALは規約等に従って積算されたマイル数と齟齬のある場合は、適正なマイル数に訂正する権利を有します。

１８条　フライトマイル積算の条件

A：JMBのフライトマイルは、JALおよび提携航空会社の指定された区間および積算対象運賃で購入された会員本人名義の航空券（有償航空券）により、会員本人が規約･運送約款等の条件に従ってご搭乗いただいた場合に限り、当該航空券に基づいて積算されます。会員が、航空券の第三者への譲渡等、規約・運送約款に反する行為を行ない、また、試みた場合には、フライトマイルの積算は行なわれません。ご搭乗時に、イレギュラー等により搭乗クラスのアップグレードが発生した場合は購入された航空券に基づきフライトマイルが積算されます。ただし、フライトイレギュラーによる搭乗クラスのダウングレードの場合、JMBのフライトマイルは実際の搭乗クラスに基づくものとします。特典航空券は購入された航空券（有償航空券）とはみなされません。悪天候、整備上のイレギュラー、運航の中止、遅延などの理由でその便に搭乗できない場合、会員のJMB口座にマイルを積算することはできません。

B：ご予約時やご搭乗時にマイル積算の手続きができなかった場合、あるいは積算されたマイルの実績に異議がある場合、会員は、実際の搭乗日から6カ月以内にJMBまでその旨を申し出なければなりません。また、JMBは会員に対し、搭乗した区間を証明する書類の提出を求めることができます。

１９条　特定会員への提供

当プログラムへの参加条件や利用実績、居住地、JMBキャンペーンへの応募などの違いにより、マイル数の積算、提供する特典、特典以外のサービス、情報提供などに関して、JMBは特定の会員にのみ提供する場合があります。

２０条　申込み

JMBの特典の引き換えは、登録している会員個人本人が行なわなければなりません。指定利用者（本規約16条に規定する）が特典を利用する場合でも、特典引き換えのマイル引き落としは常に会員本人によらなければなりません。ただし、JMBにより別途に定める方法にて会員本人により指定され、またJMBに認められた代理人は、本人に代わって特典の申し込みが可能です。なお、JMB特典への引き換えは、入会後最大60日間はできません。

２１条　送付先

特典は指定利用者がご利用になる場合、また代理人により引き換えられた場合にも、会員本人がJMBに登録している住所に郵送されます。これらの特典がJMB管轄地区内の発券カウンターにて直接発券される場合、受取人は会員本人、もしくは会員の署名入りの委任状にて指定された方に限られます。いずれの場合も、特典のお引き渡しの際に所定の身分証明書の提示が必要です。

２２条　利用制限

特典航空券およびアップグレード特典の利用に際しては座席数に制限があり、ご搭乗いただけない場合があります。便によっては設定のない場合があります。また、搭乗制限期間は、特典航空券やアップグレード特典は利用できません。前記の利用制限を理由に、特典の払い戻し、マイル口座への払い戻し、または特典の有効期限延長等はできません。

２３条　特典の変更

マイルの利用により引き換え可能な特典は終了、また内容変更される場合があります。

２４条　交換期限のある特典

期間を定めて提供された特典は、その期間終了後は引き換えることはできません。

２５条　売買の禁止

特典航空券その他の特典を売買･交換することはできません。また、特典航空券、特典券、JALクーポン、ラウンジクーポン、アップグレードクーポンなどの特典を金品に交換することやインターネットのオークションサイトに出品することを禁じます。

２６条　予約便への搭乗拒否

予約した便・クラスに搭乗不可能となった場合でも、JALは一切の補償の義務を負いません。その際、利用できなかった特典分のマイルは当該区間に限って、会員はJMB口座への返還を要求できます。有償航空券を伴うアップグレード特典で旅行中にこのような事態が発生する場合は、ご購入の有償航空券の規則に基づき、補償いたします。

２７条　他社便への搭乗

搭乗便の遅延、運航の中止その他の運航イレギュラーなど、いかなる場合もJALは、特典航空券をご利用の会員あるいは指定利用者に対し、他社便への振り替えを行う義務はありません。

２８条　税金･手数料

所得税、出入国税、関税、空港使用料、空港管理税、各種付加的な運賃・料金や手数料など、特典航空券やアップグレード特典、その他

JMBが提供する特典の入手および使用に際して発生する税金、各種付加的な運賃・料金や手数料などについて、その費用の発生と支払いの責任は、すべて会員あるいは指定利用者が有するものとします。会員あるいは指定利用者が居住する国、母国または会員あるいは指定利用者の雇用者が在籍する国の税務当局がJMBによって生じた利益や特典について評価・課税する税金に関しては、会員はJMBへの入会と同時に、JALおよびJALの責任者、役員、代理人、従業員に対する法的責任の免除に同意するものとされます。

２９条　特典の発券と有効期限

A：JALの国際線および国内線特典航空券は、往復または片道で発券します。特典航空券を利用する場合、往復、片道の利用に必要なそれぞれの必要マイル数が会員口座より引き落とされます。

JALの国際線および国内線特典航空券は、ご予約便のみ有効です。ただし、2023年4月11日搭乗分までは、JALの国内線特典航空券は、予約変更締切日までに予約変更された場合に限り、最初の発行日（マイル引き落とし完了日）の翌日から数えて1年間有効です。

B：JALのアップグレード特典は予約・手配完了した当該便にのみ有効です。全てのアップグレード特典利用に際して、会員あるいは指定利用者は、対象となる航空券を所持する必要があります。

C：提携航空会社の特典航空券の有効期限は、別途定めのある場合を除き、旅行開始日から1年です。特典発行日から1年以内に旅行開始することが必要です。

３０条　提携会社

積算されたマイルや、各提携航空会社が提供している特典を、JMBと提携会社プログラム間で共有、合算および譲渡することはできません。JMB提携航空会社の特典利用によるご旅行や、その他提携会社の特典利用については、各提携会社の規約に従うものとします。

３１条　提携の変更

JALは、提携航空会社や提携企業との提携を事前の予告なしに変更する権利を有します。発行済みの特典に関してはその有効期限内は提携内容が変更されても各々の特典に記載された期限に従います。

３２条　提携の終了

前条の規定にかかわらずJALは、提携航空会社や提携企業との提携を事前の予告なしに終了する権利を有します。発行済みの特典に関しては、その有効期限内は提携が終了されても各々の特典に記載された期限に従います。ただし、提携企業の突然の営業停止などを原因とする場合は除きます。

３３条　免責

JALは会員の故意又は過失に起因して第三者により使用されたJMBのサービスに関しては、会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

３４条　各国政府の規制

JMBの規約は、すべて関係各国の政府が定める法令の下に規制されます。

３５条　紛失・盗難

すでに発行・発券された特典券や、特典航空券その他の特典の紛失・盗難について、JALは一切の責任を負いません。また、特典券や特典航空券その他の特典が会員宛に郵便、クーリエ便などの郵送手段で送付される際に生じる、送付物の遅延、紛失、損害などのすべての事故についても、JALは一切の責任を負いません。特典券、特典航空券その他の特典の紛失、盗難、損害、破損に対し、いずれの場合も、JALは再発行や払い戻しの義務を負いません。

３６条　変更の告知

JALは、本規約の内容を変更することができるものとします。JALが本規約を変更するときは、JALは会員に対し、相当の期間をおいて、本規約を変更する旨および変更後の規約内容ならびにその効力発生日をJAL Webサイトに掲示する等、適切な方法により周知します。

ただし、以下に示す変更が生じる場合には、JALは会員に対し、3カ月前までに変更の告知を行います。

(A)フライトマイル対象運賃のマイル積算停止
(B)フライトマイル対象運賃のマイル積算率の変更
(C)特典の廃止
(D)特典レベルの変更
(E)特典の申請に関わる条件

３７条　有効な規約

最新のJAL Webサイトまたは印刷物に記載された規約内容および告知内容は、すべて今までの規約および告知に優先するものとなります。

３８条　本人確認

JMBの規約によって定める方法にて会員サービスの申し込み、実施がされた場合には、JMBは当該サービスの申込み、実施を有効なものとして取り扱います。

３９条　会員資格の剥奪

A：会員登録データに現時点で正しいデータが登録されていないこと。
B：マイル積算、特典利用などの際に虚偽の申告、通知をすること。
C：本規約、またはその他の規程にて認められていない行為をすること。
D：その他、JALとの信頼関係を損なうとJALが判断した行為をすること。

上記の行為を行う、または行おうとした場合には、直ちに会員資格の取消（JMB会員サービスの一時的な停止を含む）、積算マイルの没収、未使用の特典の取消、損害賠償請求、将来のJMBへの再入会拒否、さらにJALあるいは所轄官庁は、しかるべき行政処分あるいは法的措置をとることがあります。

なお、損害賠償請求額は、原則として、JALに実際に発生した損害額としますが、特典航空券を不正に利用した場合、または第三者に対し不正に利用させた場合は、当該区間の普通運賃およびそれに付随する料金の合算額を損害額とみなし、当該不正を行った会員に対して請求するものとします。

４０条　仲裁

会員は入会に際し、JMBプログラムに関連して発生する、すべての紛争、論争および権利の要求は、当該会員のJMB登録住所がある、各地域の規則や法的手続に従い、仲裁によって解決することに合意したものとみなします。JMB登録住所別の仲裁機関については、以下の通りです。

北アメリカにJMB登録住所がある会員については、アメリカ仲裁協会の国際仲裁規則（処理済みの手続の場合）に従い、ロサンゼルス市、または会員の現住所もしくは定住所の近くにJALの事務所がある場合は、両当事者双方が承認する場所において仲裁が行われます。

中央アメリカまたは南アメリカにJMB登録住所がある会員については、国際商工会議所の調停および仲裁規則に従い、リオデジャネイロ市、または会員の現住所もしくは定住所の近くにJALの事務所がある場合は、両当事者双方が承認する場所において仲裁が行われます。

アジア/オセアニア（日本を除く）にJMB登録住所がある会員については、国際商業仲裁に関するUncitral（国連国際商取引法委員会）モデル法に従い、シンガポール市、または会員の現住所もしくは定住所の近くにJALの事務所がある場合は、両当事者双方が承認する場所において仲裁が行われます。

ヨーロッパ、中近東、アフリカにJMB登録住所がある会員については、ロンドン国際仲裁裁判所の規則に従い、ロンドン市、または会員の現住所もしくは定住所の近くにJALの事務所がある場合は、両当事者双方が承認する場所において仲裁が行われます。

現在日本にJMB登録住所がある会員については、日本国際商事仲裁協会（JCAA）により東京都、または会員の現住所もしくは定住所の近くにJALの事務所がある場合は、両当事者双方が承認する場所において仲裁が行われます。

４１条　JMBの終了通知

JMBを終了する場合、JALは6カ月前までに会員に通知します。JMB終了のその日から、マイルの積算は中止となります。終了の通知から1年間は、終了日以前に積算されたマイルをご利用いただけます。

４２条　個人情報の利用

JALは、JMBに関連して提供を受けた個人情報につき、本規約に定める他、JALが定める最新の「JALグループ航空会社　個人情報保護」に準拠して取り扱います。「JALグループ航空会社　個人情報保護」は、JAL Webサイト等でご確認いただくことができます。

４３条　旅行会社への情報提供

旅行会社において、お客さまがお得意様番号を申し出られることにより、JALから当該旅行会社に対して、お客さまのお得意様番号、氏名、年齢、性別、電話番号、会員カード種別、会員サービス資格、所属地区、車椅子等の手配の要否など、航空運送・ツアー・ホテル等航空旅行サービスの提供およびこれらに付随する業務を行うのに必要な情報が提供されます。

４４条　提携航空会社への情報提供

JALは、提携航空会社が提供するご利用の多いお客さま向けの予約･航空運送及びこれらに付随するサービスを提供するため、JMB「FLY ON プログラム」のサービスステイタスをお持ちの会員およびJALグローバルクラブ会員のお得意様番号、氏名、性別、会員サービス資格などの情報を提携航空会社に提供します。

JALは、JALが加盟するワンワールド アライアンスの事務局がJMB「FLY ON プログラム」のサービスステイタスをお持ちの会員およびJALグローバルクラブ会員向けに行うサービス向上に関わるアンケート調査の際、JMBに登録されている氏名、メールアドレス、会員サービス資格などの情報をワンワールド事務局に提供する場合があります。

EU一般データ保護規則（GDPR）に基づく情報提供は、以下をご参照ください。

JALグループ航空会社 GDPRにおける個人データの取り扱いについて（遷移先：https://www.jal.co.jp/footer/security/gdpr/）

４５条　暴力団等反社会的勢力の排除

会員は、JALに対し、自らまたは指定利用者が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

会員は、JALがその該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に合理的な範囲で協力するものとします。

会員が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、直ちにその会員資格および特典の予約等を取り消すものとします。JALは、かかる会員資格の取り消しにより会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

改定　2022年2月8日

（TK138103・20230501）

ロードアシスタンス･ホームアシスタンス規定

第1章 共通規定

第1条（利用方法）

(1)会員（第2章「ロードアシスタンス規定」第1条に定める方を指します。）は、株式会社ジェーシービー（以下「当社」といいます。）よりJTB旅カード JMBカード（以下「本カード」という。）を受領した時より本カードの有効期間中第2章「ロードアシスタンス規定」および第3章「ホームアシスタンス規定」に定めるサービス（以下「サービス等」という。）を利用できます。

(2)会員は、サービス等の提供を受けるにあたっては、当社が指定するコールセンターに電話するとともに、本カード番号及び会員氏名等を通知するものとします。

(3)会員は、サービス等の提供を受けるにあたり、当社の判断により、本カード及び運転免許証その他の本人確認資料の提示を求められた場合は、これを提示するものとします。

(4)当社が本カード又は前項の本人確認資料の提示を求めたにもかかわらず、それらの提示がない時はサービス等の提供を受けることができません。

第2条（遵守事項）

会員は、以下の事項を遵守します。

①本規定に基づく権利を第三者に譲渡、貸与、担保権の設定を行わないこと。

②法令、規則等を遵守すること。

③サービス等の提供を受けるにあたり、当社又は業務委託先の指示に従うこと。

第3条（業務委託）

会員は、当社がサービス等提供に関する業務をMS＆ADグランアシスタンス株式会社（以下「業務委託先」という。）に業務委託することを予め承認するものとします。

第4条（会員情報等の預託への同意）

会員は、当社がサービス等提供に関する業務を業務委託先に委託するにあたり、業務遂行に必要な範囲で、会員に関する情報を業務委託先に対して預託することに同意するものとします。

第5条（サービス等の提供に伴う損害）

サービス等の提供に伴う対象物の破損、人身事故その他の損害等については、当社、業務委託先に故意又は重大な過失がない限り、当社、業務委託先はその損害等を賠償する責を負いません。

第6条（サービス等の提供を受けられない場合）

JCB会員規約第38条（退会および会員資格の喪失等）の各項のいずれかに該当した時及び本カードが紛失、盗難の場合はサービス等の提供を停止又は中断することがあります。

第7条（サービス等の提供の中止･終了）

当社は、会員に事前又は事後に通知することにより、サービス等の提供を中止又は終了することができるものとし、会員はこれを承諾します。

第8条（合意管轄）

会員は、本規定について紛議が生じた場合、訴額のいかんに拘らず、会員の住所地及び当社の本社、各支店、センターを管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第２章 ロードアシスタンス規定

第１条（サービスの適用対象）

ロードアシスタンスサービスの対象者は、本カードの本会員または家族会員（以下あわせて「会員」という。）となります。対象車両は、普通自動車免許で運転可能な車両（車両総重量３トン以下の４輪車、２輪車は50CCまでが対象）となります。

第２条（サービスの対象地域）

日本全国を対象とします。但し、(1)通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等出動車両の運行が極めて困難な地域及び自然保護、環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域へのサービスの提供は、お断りすることがあります。(2)離島については、一部サービスをご提供できない地域があります。

第３条（サービスの内容）

サービス対象車両が事故又は故障により自力走行不能となった場合、24時間、365日次のサービスを提供致します。自力走行が不能な場合とは、動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない場合を言います。具体的には、夜間ライトがつかない状態等を言います。(1)緊急車両搬送サービス＜現場から最長30kmまで無料で車両移動します＞(2)緊急修理サービス＜修理業者を手配し、現場にて30分程度の緊急修理サービスを無料で行ないます。具体的には、バッテリー上がり時のジャンピング、落輪引き上げ、ガス欠、各種オイル漏れ点検、各種バルブヒューズの取り替え、冷却水の補充、ボルトの締め付け、セキュリティ装置付車両を除くインロック開錠等。但し、次の場合、実費は利用者の負担となります。＞ガソリン代、オイル代、バッテリー充電、部品代、紛失等による鍵の作成費用等。(3)宿泊費用・帰宅費用・レンタカー費用並びに送迎費用サービス＜対象車両が自力走行不能な場合、次の①～③のサービスを提供します。但し、①宿泊費用サービスと②帰宅費用と③レンタカーサービスは、同一事案に重複した提供は致しません。＞①宿泊費用サービス＜自力走行不能な場合で緊急に宿泊を要する場合、サービス対象者及び同乗者の宿泊料金を後日精算します。利用料金は、当日１泊分・乗車定員数限度とし、食事代、クリーニング代等、個人的な費用は除きます。＞②帰宅費用サービス＜自力走行不能な場合でやむを得ずサービス対象者及び同乗者が24時間以内に航空機・鉄道・バス・タクシー等（エコノミークラス、特急普通車両に限定）を使って自宅を含む目的地へ移動する場合、移動にかかる費用を後日精算します。＞③レンタカー・サービス＜自力走行不能な場合でやむを得ずサービス対象者及び同乗者が24時間以内にレンタカーを利用する場合、レンタカー費用を後日精算します。但し、24時間を超える費用・乗り捨て等に伴う追加費用は除きます。＞(4)サービスの提供内容については、当社が都合により予告なく変更できるものとします。

第４条（サービスの提供を受けられない場合）

事故又は故障の原因が以下の場合は無料サービスの対象外となります。(1)指定された電話番号に電話をしなかった場合、及びオペレーターの指示に従わなかった場合。(2)故意、悪意又は意図的と思われる場合。(3)無免許、無資格、酒酔い、酒気帯び、麻薬等、道路交通法上禁止されている状態で運転していた場合。(4)地震、噴火、津波等天災に起因する場合。(5)戦争、暴動危険、原子力に起因する場合。(6)国又は地方公共団体の公権力の行使に起因する場合。(7)レース、ラリー又はこれらに類似するモータースポーツ等使用方法が通常の走行と異なる場合。(8)自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を、著しく逸脱して使用していた場合。(9)その他、無料サービスが適切でないと判断される場合。

第５条（その他の注意事項）

(1)無料サービス限度を超えてサービス提供を受けた場合（例えば車両搬送40km、特殊作業＝クレーン使用等）には、その超えた部分の金額についてお客さまのご負担になります。(2)サービスのご利用は、サービス利用時に事前に専用フリーダイヤルにご連絡頂くことがサービス提供の条件となります。会員自身でレッカー・修理業者を手配された場合は、サービスの対象外となります。(3)地震によっては、道路事情等によりレッカー・修理業者の現場到着に時間がかかることがあります。(4)有料駐車場の駐車料、カーフェリーの往復乗船料等、救援のために別途費用が必要な場合、当該費用は利用者の負担となります。(5)本サービス専用フリーダイヤルでは、事故に関する相談、受付並びにカード使用に関するお問合せはできません。

第３章 ホームアシスタンス規定

第１条（サービスの適用対象）

ホームサービスの適用対象者は、本カードの会員または家族会員（以下あわせて「会員」という。）となります。対象物件は、会員本人が居住する建物（借用建物の場合は当該借用戸室に限るものとし、区分所有建物の場合は共有部分を除くもの）となります。

第２条（ホームアシスタンスの内容）

日本国内（離島については一部サービスをご提供できない地域があります）において、24時間、365日次のサービスをご提供致します。水廻りの応急修理・ガラスの応急処置及び鍵開けサービス〈建物の給排水設備の故障によるつまり、あふれが生じた場合の応急修理（作業時間が30分程度の応急修理）、建物のガラスの破損等のトラブルの場合の応急処置（作業時間が30分程度の応急処置）並びに鍵開けに関する作業を無料で行います。但し、ガラスなどの部品代、鍵代、応急修理また応急処置を超える修理に関する費用などは会員の負担となります。（鍵開けサービスは、当該建物に居住している方に限ります。）〉・医療健康相談、食生活相談、法律相談、年金・税金相談サービス〈年３回まで医療健康相談、食生活相談、法律相談、年金・税金相談機関への取次ぎを行います。但し、年４回以上、費用発生時の費用負担は除きます。〉尚、サービスの提供内容については、当社が都合により予告なく変更できるものとします。

第３条（サービスの提供を受けられない場合）

(1)指定された電話番号に電話をしなかった場合。(2)指定された電話番号に電話した場合であっても、オペレーターの指示に従わなかった場合。(3)著しく利用頻度が高いか、意図的と思われる場合。(4)悪天候、災害、事故等によって民間のサービス提供業者によるサービス提供が不足した場合。(5)当該建物に居住していない方からの鍵開けサービス依頼があった場合。

免責事項（ロードアシスタンス/ホームアシスタンスサービス業務）

＊悪天候、災害、事故などによって、サービスを提供する事業者のサービス提供が輻輳した場合の即時対応サービス未提供。
＊対象車両、会員が現に居住する建物以外へのサービス未提供。
＊メーカー認定外の改造、整備が加えられている場合。
＊メーカーが発行するマニュアル及び車両貼付の注意・警告ラベルなどに示す使用限度を超えて使用した場合。
＊故意にメーカーが発行するマニュアルに示す方法と異なった方法で使用し自走不能となった場合。
＊無免許、酒気帯び・酒酔い運転、麻薬使用等、道路交通法上禁止されている状態で運転した場合。
＊戦争、暴動等に起因する場合。
＊国又は地方公共団体の公権力の行使に起因する場合。
＊地震、噴火又はこれらによる津波に起因する場合。
＊航空機、船舶による輸送中の場合。
＊特殊作業

（TK138107・20221001）